

平成28年度診療報酬改定によるお知らせ 初診時・再診時に選定療養費がかかります

名古屋大学医学部附属病院では、平成28年4月より、以下の初診時および再診時にそれぞれ選定療養費をご負担していただきます。

※「選定療養費」とは「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は特定機能病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

<初診時の選定療養費>

- ・紹介状をお持ちでない初診の患者さんは、5,500円（消費税込み）をご負担いただきます。

<再診時の選定療養費>

- ・再診患者さんの中で、「かかりつけ医」への紹介を本院より申し出たが、引き続き本院にて診療を希望された場合、診療の都度、2,750円（消費税込み）をご負担いただきます。

次の場合は、上記の選定療養費の負担はありません。

- 1) 他の医療機関からの紹介状を持参した場合
- 2) 本院の他科を受診中の場合
(歯科口腔外科は以下の3の場合を除き、別施設とみなします)
- 3) 医科と歯科の間で院内紹介した場合
- 4) 外来受診後そのまま入院となった場合
- 5) 本院の治験協力者である場合
- 6) 災害により被害を受けた場合
- 7) 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- 8) その他、本院が直接受診する必要性を特に認めた場合

令和元年10月